

平成29年度

一般社団法人 神奈川県総合型スポーツクラブネットワーク

クラブマネージャー研修会報告



12月3日（日）～4日（月）

箱根湯本 ホテル 明日香

〒250-0311 足柄下郡箱根町湯本 341-1

参加者 16名

実施概要

日 時 平成 27 年 12 月 3 日（日）13：00～20：30

会 場 箱根湯本 ホテル 明日香
〒250-0311 足柄下郡箱根町湯本 341-1

出席クラブ・人数 9クラブ・16名（以下略称）
寒川総合 SC、高津 SELF、KAZU SC、善行大越、若葉台、あすぼ、城下町、
ライフネット、港 SC
神奈川県立体育センター、神奈川県体協

13:00 あいさつ（青田理事長）

13:10 「第 2 期スポーツ基本計画と神奈川県の取り組みについて」
KSN 理事、県体協クラブアドバイザー 内田佳彦

休憩

14:35 「第 2 期スポーツ基本計画を踏まえて KSN の考えるべきこと」（ディスカッション）

16:45 まとめ

18:00 懇親会

12 月 4 日（月）朝 解散

会議内容

「第 2 期スポーツ基本計画と神奈川県の取り組みについて」（説明：内田佳彦）

- ・第 2 期スポーツ基本計画は「人生」「社会」「世界」「未来」と 4 パートに分かれているが、総合型クラブに関しては、「社会」の部分で触れられている。
- ・総合型クラブは、今までは量的拡大を謳われていたが、これからは質的充実が重視されるようになる。そのために、登録・認証制度と中間支援組織の整備について記載されている。具体的な記載内容は次のとおり。

ア 国は、日体協、総合型クラブ全国協議会、JSC 及び地方公共団体等と連携し、総合型クラブによる行政等と協働した公益的な取組の促進を図るための登録・認証等の制度の枠組みを策定し、これに基づき、日体協及び各都道府県体育協会等は、関係団体と連携し、総合型クラブの登録・認証等の制度を整備する。（平成 27 年度現在 0 → 目標 47 都道府県）

イ 国は、日体協、総合型クラブ全国協議会、JSC 及び地方公共団体等と連携し、広域スポーツ

センターを含めた支援主体の役割分担を明確化して支援体制の再構築を図る。

ウ イを踏まえ、国、日体協、総合型クラブ全国協議会及び地方公共団体は、関係団体と連携し、都道府県レベルで中間支援組織を整備（平成 27 年度現在 0→目標 47 都道府県）するとともに、研修会等の開催や先進事例の情報発信等により、PDCA サイクルにより運営の改善等を図る総合型クラブの増加（平成 27 年度現在 37.9%→目標 70.0%）など総合型クラブの質的充実を推進する。

エ 国は、日体協及び総合型クラブ全国協議会と連携し、登録・認証等を受けた総合型クラブの広報活動を推進するなど、総合型クラブの認知度向上を図る。

オ 地方公共団体は、ウにより整備された中間支援組織について、例えば地方スポーツ推進計画に位置付けを示すなど、中間支援組織の取組を支援し、総合型クラブの質的充実等を促進する。

カ 国は、JSC 及び日体協と連携し、中間支援組織が主体となり総合型クラブの自立的な運営を促進する事業や地方公共団体が主体となり総合型クラブによる地域課題解決に向けた取組（平成 27 年度現在 18.4%→目標 25%程度）を推進する事業を支援することを通じて、総合型クラブの質的な充実を促進する。

キ 国は、日体協、総合型クラブ全国協議会及び地方公共団体等と連携し、総合型クラブの登録・認証等の制度及び中間支援組織の整備状況などを定期的に把握するとともに、市町村が主体となり総合型クラブの育成を促進する取組を支援することにより、総合型クラブの自立的運営を促進する。

- ・続いて、日体協が都道府県体育協会や総合型クラブ連絡協議会に対して意見聴取を行った「スポーツ推進 2018—中間まとめ（日体協発表）」の内容について説明された。
- ・こちらでも登録・認証制度や中間支援組織についての記述があるが、スポーツ基本計画との大きな違いは「等」の文字が見当たらないこと、達成目標年度が明記されていること、スポーツ少年団と総合型クラブの連携など。詳細は次のとおり。

[施策]

1) クラブ運営に係る支援体制の整備

①総合型クラブ登録制度の創設

- ・都道府県体育（スポーツ）協会と連携し、総合型地域スポーツクラブ全国協議会（以下「SC 全国ネットワーク」という。）を主体とした総合型クラブ登録制度を 2021 年度までに創設する。
- ・総合型クラブ登録制度の創設に合わせて企業協賛制度を導入する。【連携・協働】
- ・総合型クラブ登録制度を通じて、SC 全国ネットワークの組織整備と活動の充実、活性化を図るとともに、PDCA サイクルにより運営の改善等を図る登録クラブを 2021 年度までに登録クラブ全体の 70%となるよう必要な取組を推進することにより、登録した総合型クラブ（以下「登録クラブ」という）が質的に充実し、持続可能な「社会的な仕組み」として定着することを促進する。

②中間支援組織の整備

- ・都道府県体育（スポーツ）協会および国と連携し、第 2 期スポーツ基本計画に記載のある「中間支援組織」を、都道府県体育（スポーツ）協会が主体となり、SC 全国ネットワークに加入す

る都道府県総合型クラブ連絡協議会と連携した組織形態により、2021年度までに47都道府県に整備する。

[目標]

地域スポーツクラブの育成・支援を通して、国民の一人ひとりが主体的にスポーツ文化を豊かに享受する場を各地域に創出・提供し、遍く人々が差別なくスポーツの恩恵に浴するとともに、住民の連携・協働によって、地域の絆を培い、地域社会の発展に寄与していくという「スポーツを核とした豊かな地域コミュニティの創造」に向けた施策を推進する。

このため、総合型クラブの質的な充実をより一層図るとともに、総合型クラブが持続可能な「社会的な仕組み」として定着することを目的に、登録制度の創設や第2期スポーツ基本計画に記載のある中間支援組織の整備を行うことで、総合型クラブの自立的な運営を促進する環境を構築する。

- ・中間支援組織は、各都道府県内で活動あるいは今後創設される地域スポーツクラブが①による総合型クラブ登録制度に参画できるような環境を整備するとともに、総合型クラブによる地域課題解決に向けた取組を推進する事業を行うことにより、総合型クラブの質的な充実および自立的な運営を促進する。
- ・都道府県体育（スポーツ）協会に対して、クラブアドバイザーの資質向上を図るための支援等を行う。

③関係機関・団体との連携体制の構築

- ・①による総合型クラブ登録制度とスポーツ少年団登録制度との統合手続きなど具体的な方法について、2022年度までに明確にすることにより、総合型クラブとスポーツ少年団の連携促進の議論を具体的に進める。
- ・全国スポーツ推進委員連合、日本障がい者スポーツ協会や日本経済団体連合会等との間で、2022年度までに連携体制を明確にするための協議を行うことにより、都道府県・市区町村・地域レベルにおいても、登録クラブが当該機関・団体の地方組織と連携・協働が促進される環境を整備する。
- ・中央省庁に対し、当該省庁の施策に総合型クラブの位置づけが明記されるよう働きかけを行うとともに、日本スポーツ振興センターに対して総合型クラブに関する助成制度等、必要な支援を講ずるよう働きかけを行う。【連携・協働】

④法人格取得に係る支援

- ・総合型クラブの法人格取得を促進するため、都道府県体育（スポーツ）協会に対して必要な情報提供を行うことにより、2022年度までに登録クラブの過半数が法人格を取得できるよう支援する。

⑤情報収集・提供体制

- ・総合型クラブが求める情報を把握するとともに、先進的事例を収集したうえで、都道府県体育（スポーツ）協会および登録クラブに対して必要な情報提供を行う。
- ・本施策に掲げる他の項目による取組で得られたクラブ運営に役立つ情報および登録クラブによる広報活動を効果的・効率的に行うための支援に資する情報を都道府県体育（スポーツ）協会および登録クラブに対して提供する。

2) クラブ運営を担う人材の強化

①クラブマネジメント人材の発掘・育成

- ・総合型クラブの経営資源を適切に確保し、円滑に活用するために必要なマネジメント能力や「公益的な活動」に関する見識を有する人材を発掘・育成することにより、2022年度までに登録クラブの過半数において、本会公認マネジメント資格を有する人材が配置されている状況とする。
- ・2020年度までにSC全国ネットワーク内に女性部会を設置し、2022年度までにブロック選出常任幹事のうち3人以上、代表委員の3割以上が女性となる状況とする。【誰もが】

②次世代を担う人材育成に向けた体制整備

- ・2022年度までに、本会公認アシスタントマネジャー講習・試験免除適応コース実施校を100校（2017年度は67校）とすることにより、次世代を担う人材の育成を推進し、持続可能な総合型クラブの活動基盤を整備する。【連携・協働】
- ・スポーツ少年団と連携し、2022年度までに登録クラブから日本スポーツ少年団ジュニア・リーダー資格取得者が累計1,000名、日本スポーツ少年団シニア・リーダー資格取得者が累計100名となる状況とする。【連携・協働】

3) 活動施設の確保

①学校施設開放の拡充

- ・2022年度までに学校施設開放の促進を図るための法整備を国に働きかけ、実現させることにより、登録クラブが安定的に活動施設を確保できる環境を創出する。

②公共スポーツ施設の拡充

- ・2022年度までに公共スポーツ施設の拡充を図るための法整備を国に働きかけ、実現させることにより、登録クラブが安定的に活動施設を確保できる環境を創出する。

③クラブハウスの設置促進

- ・2022年度までに3)①・②と連動したクラブハウスの設置促進に必要な法整備を国に働きかけ、実現させることにより、登録クラブの持続可能な活動基盤の整備を支援する。

4) 広報活動の充実

①社会的認知度の向上

- ・国と連携し、登録クラブの広報活動を推進することなどを通じて、総合型クラブの社会的認知度向上を図る。

5) 総合型クラブを対象とした全国的なイベントの創設

2022年までに、登録クラブが一堂に会し、交流することができる全国的なイベントの企画立案を行うことにより、登録クラブの会員確保が促進される環境を創出する。

- ・なお、このスポーツ推進2018については、県体育協会が日体協に対し「本県では法人格を有した協議会が存在していることから、一律に都道府県体協が中間支援組織を担うことについては十分検討していただきたい」等の意見を提出した。

ディスカッション

<テーマ> 「第2期スポーツ基本計画を踏まえてKSNの考えるべきこと」

主な意見

- ・ 中間支援組織は、エリアネットワークをまとめられ、各クラブがワン・ストップ・サービスとして利用してくれる組織でなければならない。つまり、各クラブが困っていることを解決できる組織と言える。
- ・ 各クラブが困っている点
 - 財政面での自立
 - 後継者問題
 - 使用施設・活動場所の確保
 - スポーツ主管課以外の行政組織との関係の構築
 - 助成金、補助金情報
 - 事業拡大策 等
- ・ 中間組織ができること
 - 情報提供
 - 事業を受託し各クラブに委託する
 - 各種イベントの実施
 - 行政や民間企業等とのパイプ役、まとめ役 等
- ・ クラブの登録制は議論の余地があるが、制度は必要であり、支援は登録したクラブに対して行われるべきである。
- ・ 現在日体協から示されている中間支援組織の予算は、1団体当たり、2人分の人件費（1,000万円）と事業費（500万円）となる。財源は登録費、補助金、県費を予定しているとのこと。

<まとめ>

- ・ KSNが国や日体協のいうところの中間組織として設置されれば、現状の会費のみによる運営とは違い、充実した事業が行えることが期待できる。
- ・ 地域活性化等各クラブの活動を支援するための事業や、研修、勉強会等各クラブの自立化の支援等の具体的な事業をこれから考えて実施に備える必要がある。
- ・ これからもKSNの活動そのものが、重要になってくるため引き続き協力いただきたい。

以上

<夕食&懇親会> 18:00~20:30